環　第　1208 号―4
令 和 8 年 1 0 月28日

新潟県知事　花角　英世　様

新発田市長　二階堂　馨

計画段階環境配慮書に対する意見について(回答)

令和8年10月2日付け環政第878号で照会のあった標記の件について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べます。

記

1　住民の生活環境に影響を及ぼすことのないように、地域住民及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行うこと。

2　太陽光パネル設置に伴う光害が懸念されることから、周辺の人家や道路等から太陽光パネルが直接見えないよう、植樹や緑化等による遮蔽措置を講じるよう努めること。

3　太陽光パネル設置に伴い、事業実施想定区域内の調整池等に流入する雨水の増加が心配されることから、事業実施に伴う事業実施想定区域外に流出する雨水等の量を計算し、必要に応じて、対策を講じること。

4　工事実施に伴う工事車両等の増加に伴う騒音・振動の環境への影響の評価を検討すること。また、工事車両等が周囲の通行車両や通行者、住宅等に影響がないように配慮すること。

5　本事業計画地周辺を含む市内全域で国指定天然記念物であるニホンカモシカ及びトキの目撃情報が確認されていることから、事前の生息状況確認に努めるとともに、工事中に対象種が確認された場合は、速やかに新発田市教育委員会と協議すること。

6　事業実施想定区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地において、掘削や盛土など土地を改変する工事を行う場合は、文化財保護法第93条による埋蔵文化財発掘の届出及び事前調査が必要なことから、事前に新発田市教育委員会と協議すること。

7　工事に際して、埋蔵物を発見した場合は、工事を中断し、速やかに新発田市教育委員会と協議すること。(文化財保護法第96条)

担当
新発田市環境衛生課生活環境係 [redacted]
TEL:0254－28－9120
E-mail:kankyou@city.shibata.lg.jp